

資 料 編

自己資本の充実の状況について(つづき)

「自己資本の充実の状況について」の前段につきましては、本誌P67をご参照いただくか、または当組合のホームページより「令和7年度ディスクロージャー誌」をご覧ください。

● 自己資本の充実度に関する事項	1
● 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	3
● 派生商品取引および 長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	8
● 証券化エクスポージャーに関する事項	8
● 信用リスク削減手法に関する事項	9
● 出資等エクスポージャーに関する事項	10
● 自己資本調達手段の概要	10
● リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	10

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、 所要自己資本の額合計	634,251	25,370	628,615	25,144
①標準的手法が適用されるポート フォリオごとのエクスポージャー	634,251	25,370	628,615	25,144
(i) ソブリン向け	7,577	303	6,527	261
(ii) 金融機関向け	18,341	733	22,798	911
第一種金融商品取引業 者及び保険会社向け			-	-
(iii) カバード・ボンド向け			-	-
(iv) 法人等向け	201,777	8,071	255,142	10,205
(v) 中小企業等・個人向け	95,331	3,813		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			125,376	5,015
トランザクター向け			-	-
(vii) 抵当権付住宅ローン	39,678	1,587		
(viii) 不動産取得等事業向け	204,898	8,195		
(ix) 不動産関連向け			195,813	7,832
自己居住用不動産等向け			32,681	1,307
賃貸用不動産向け			126,793	5,071
事業用不動産関連向け			35,423	1,416
その他不動産関連向け			913	36
A D C 向け			-	-
(x) 劣後債権及び その他資本性証券等			-	-
(xi) 三月以上延滞等	2,309	92		
(xii) 延滞等向け			3,853	154
(xiii) 自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞			225	9
(xiv) 出資等	5,039	201		
出資等のエクスポージャー	5,039	201		
重要な出資のエクスポージャー	-	-		
(xv) 株式等			4,271	170
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			-	-
(xvii) 他の金融機関等の対象資 本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外 部TLAC関連調達手段に 該当するもの以外のもの に係るエクスポージャー	-	-	-	-
(xviii) 信用協同組合連合会 の対象普通出資等で あってコア資本に係る 調整項目の額に算入 されなかった部分に 係るエクスポージャー	2,416	96	2,416	96
(xix) その他	56,881	2,275	12,189	487
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1,250%)	-	-	-	-
④未決済取引			-	-

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
□. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	32,883	1,315	27,769	1,110
B I			18,512	
B I C			2,221	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+□)	667,135	26,685	656,384	26,255

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

6. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクは、当組合では基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

(1)信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エク スポー ジャー	延滞 エク スポー ジャー
	貸出金、コミットメントおよび その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引				債 券		デリバティブ 取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国 内	966,185	1,001,957	803,004	816,193	57,302	55,312	-	-	3,725	6,549
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	966,185	1,001,957	803,004	816,193	57,302	55,312	-	-	3,725	6,549
製 造 業	70,210	71,253	45,319	47,688	23,623	22,508	-	-	328	339
農 業、林 業	2,061	1,907	2,061	1,907	-	-	-	-	-	-
漁 業	704	678	704	678	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	320	314	19	14	300	300	-	-	-	-
建 設 業	130,445	131,976	127,121	128,725	2,717	2,715	-	-	881	2,331
電気・ガス・熱供給・水道業	8,594	8,154	6,699	6,419	1,221	1,219	-	-	53	-
情 報 通 信 業	6,135	6,450	4,446	4,768	1,322	1,316	-	-	48	13
運 輸 業、郵 便 業	36,672	35,349	32,450	31,312	3,927	3,814	-	-	7	194
卸 売 業、小 売 業	64,052	64,497	60,690	61,155	3,354	3,335	-	-	355	105
金 融 業、保 険 業	86,316	108,788	1,412	1,230	1,200	600	-	-	34	99
不 動 産 業	279,215	284,460	273,854	279,106	5,352	5,346	-	-	860	1,984
物 品 賃 貸 業	1,628	1,552	1,628	1,552	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	18,125	19,295	18,125	19,295	-	-	-	-	82	136
宿 泊 業	1,797	1,672	1,797	1,672	-	-	-	-	-	499
飲 食 業	19,562	19,578	19,562	19,578	-	-	-	-	113	84
生活関連サービス業、娯楽業	17,970	18,520	17,966	18,516	-	-	-	-	4	48
教育、学習支援業	3,059	3,135	3,059	3,135	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	3,501	5,049	3,500	5,047	-	-	-	-	63	120
その他のサービス	51,188	52,436	44,168	45,419	7,011	7,009	-	-	106	223
そ の 他 の 産 業	2,820	2,913	2,820	2,913	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	10,982	11,600	3,693	4,436	7,270	7,145	-	-	-	-
個 人	131,799	131,547	131,799	131,547	-	-	-	-	786	368
そ の 他	19,022	20,823	102	68	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	966,185	1,001,957	803,004	816,193	57,302	55,312	-	-	3,725	6,549
1 年 以 下	383,199	419,010	318,605	403,516	1,920	2,280	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	260,546	216,878	251,463	213,058	3,083	3,820	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	125,027	189,295	107,293	92,834	4,534	4,460	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	71,438	67,651	48,633	40,880	22,804	26,771	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	55,154	40,889	45,112	37,807	10,041	3,081	-	-	-	-
10 年 超	45,157	42,045	30,240	27,147	14,917	14,897	-	-	-	-
期間の定めのないもの	8,945	7,567	1,656	948	-	-	-	-	-	-
そ の 他	16,714	18,618	-	-	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	966,185	1,001,957	803,004	816,193	57,302	55,312	-	-	-	-

- (注) 1.「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれます。
5.CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6.業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一般貸倒引当金	令和5年度	5,473	5,982	5,473	5,982
	令和6年度	5,982	6,623	5,982	6,623
個別貸倒引当金	令和5年度	2,951	2,812	657	5,106
	令和6年度	5,106	1,659	3,500	3,265
合 計	令和5年度	8,425	8,794	6,130	11,088
	令和6年度	11,088	8,282	9,482	9,888

(3) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国内	2,951	5,106	2,812	1,659	657	3,500	5,106	3,265	12	4
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別合計	2,951	5,106	2,812	1,659	657	3,500	5,106	3,265	12	4
製造業	58	358	300	328	0	356	358	330	0	-
農業、林業	-	85	85	-	-	85	85	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	932	1,966	1,087	734	53	1,407	1,966	1,293	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	-	57	57	-	-	57	57	-	-	-
情報通信業	6	5	-	10	1	1	5	14	5	0
運輸業、郵便業	62	20	-	101	42	1	20	120	-	-
卸売業、小売業	264	437	294	23	121	368	437	92	3	2
金融業、保険業	66	82	30	3	14	7	82	78	-	-
不動産業	557	746	200	109	11	272	746	583	-	1
物品賃貸業	-	2	2	-	-	2	2	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
宿泊業	260	239	-	161	21	-	239	400	-	-
飲食業	33	126	93	1	0	91	126	36	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	23	64	64	96	23	64	64	96	-	-
その他のサービス	349	642	435	59	142	570	642	131	0	0
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	341	277	165	32	229	219	277	90	1	0
合計	2,951	5,106	2,812	1,659	657	3,500	5,106	3,265	12	4

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、国外に該当する項目はありません。

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
令和6年度						
現金	3,963	—	3,963	—	0	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,163	—	7,163	—	0	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,439	—	4,439	—	0	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	105,966	—	105,966	—	21,251	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	324,074	23,581	314,828	5,595	255,142	80%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	154,109	30,809	150,700	4,860	125,376	81%
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	271,600	—	270,240	—	195,813	72%
自己居住用不動産等向け	65,352	—	65,269	—	32,681	50%
賃貸用不動産向け	164,199	—	163,748	—	126,793	77%
事業用不動産関連向け	40,473	—	39,667	—	35,423	89%
その他不動産関連向け	1,574	—	1,554	—	913	59%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	3,429	1	3,419	0	3,853	113%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	225	—	225	—	225	100%
取立未済手形	115	—	115	—	23	20%
信用保証協会等による保証付	91,354	—	91,294	—	6,527	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	4,203	137	4,203	137	4,271	98%
合計					612,485	

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2.(CCF:Credit Conversion Factor)とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	令和6年度																
現金	3,963	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,163	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	4,439	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	105,384	-	581	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	9	-	-	12,049	-	-	-	-	-	-	-	-	34,741	-	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	43	10	-	431	-	-	-	-	-	-	-	-	2,771	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	-	30	-	2	-	-	-	33,106	-	-	-	-	7,928	-	101,801	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	1	-	-	-	33,106	-	-	-	-	7,888	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100,315	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	-	1,485	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	515	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	115	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	26,017	65,276	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	41,638	65,316	-	117,983	-	581	-	33,106	-	-	-	-	45,956	-	101,801	-	-

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳(つづき)
(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																合計
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他		
	令和6年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,963
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,163
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,439
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	105,966
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	833	-	253,681	-	-	19,107	-	-	-	-	-	-	-	-	-	320,424
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	113,604	-	-	-	-	38,700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	155,560
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	14,998	24,273	-	-	11,050	-	-	63,432	13,616	-	-	-	-	-	-	-	270,240
自己居住用不動産等向け	-	24,273	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65,269
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	63,432	-	-	-	-	-	-	-	-	163,748
事業用不動産関連向け	14,998	-	-	-	11,050	-	-	-	13,616	-	-	-	-	-	-	-	39,667
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,554
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	1,520	-	-	-	-	1,383	-	-	-	-	3,419
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	225	-	-	-	-	-	-	-	-	-	225
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	115
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91,294
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	4,340	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,340
合計	14,998	138,710	-	253,681	11,050	-	63,894	63,432	13,616	-	-	1,383	-	-	-	-	967,153

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	47,318
10%	-	76,015
20%	12,104	82,023
35%	-	113,503
50%	37,226	1,763
75%	-	129,772
100%	1,321	462,838
150%	-	948
250%	-	1,348
1,250%	-	-
その他	-	-
合計	50,652	915,532

(注) 1.格付は、適格格付機関が付与しているものを記載しています。
 2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の 合計額(CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	258,842	-	-	258,626
40%~70%	163,023	0	1.09	162,756
75%	137,221	30,384	16.11	138,710
80%	-	-	-	-
85%	257,549	14,530	34.25	253,681
90%~100%	74,653	9,613	15.85	74,944
105%~130%	77,965	-	-	77,049
150%	1,388	0	8.89	1,383
250%	-	-	-	-
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	970,645	54,529	20.89	967,153

(注) 1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2.(CCF:Credit Conversion Factor)とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

■ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	12,358	14,887	581	4,229	-	-
①ソブリン向け	-	-	-	-	-	-
②金融機関向け	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-
③カバード・ボンド	-	-	-	-	-	-
④法人等向け	4,987	924	6	-	-	-
⑤中小企業等・個人向け	2,127	-	568	-	-	-
⑥中堅中小企業・個人向け	-	12,594	-	3,291	-	-
⑦抵当権付住宅ローン	84	-	-	-	-	-
⑧不動産取得等事業向け	5,159	-	5	-	-	-
⑨不動産関連向け	-	1,359	-	926	-	-
自己居住用不動産等向け	-	82	-	855	-	-
賃貸用不動産向け	-	451	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	805	-	2	-	-
その他不動産関連向け	-	19	-	69	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-
⑩劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
⑪三月以上延滞等	-	-	0	-	-	-
⑫延滞等向け	-	9	-	10	-	-
⑬自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
⑭出資等	-	-	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
⑮株式等	-	-	-	-	-	-
⑯その他	-	-	-	-	-	-

(注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

3.「その他」とは、①～⑯に区分されないエクスポージャーです。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、動産、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続については、当組合が定める事務取扱要領等により、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金等が該当します。

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額および時価等

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	8,240	8,240	6,743	6,743
非上場株式等	2,650	-	2,649	-
合 計	10,891	8,240	9,392	6,743

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売 却 益	1,019	706
売 却 損	-	-
償 却	211	8

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	3,453	2,774

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

(注) 「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

■ 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されています。

普通出資	発行主体:広島市信用組合 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:23,132百万円
------	--

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ございません。